

◇求職者支援訓練 平成30年7月～9月開始コースの定員等について

青森労働局職業安定部

1. 認定定員枠について

- (1) 平成30年7月～9月に開始する青森県内の求職者支援訓練の定員（計画数）は、下表のとおりとなります。
- (2) 1コースあたりの認定定員は5名を下限、15名を上限とします。
- (3) 1機関が申請できるコース数に制限はありません。
- (4) 計画数を超える申請があった場合は、過去の実績等により実施機関を選定いたします。
- (5) 平成30年度開始コースからは、月ごとに定められた計画数に応じて選定します。定員が設定されていない月で申請した場合、原則不選定となります。（余剰定員の振り替えにより定員枠が設定された場合を除きます）

これまで、四半期毎に定員数を定め、訓練開始時期については四半期の範囲内で自由に訓練を設定し、認定申請いただいておりますが、平成30年度開始コースから月別に計画数を定めるとともに、地域優先枠を拡充することにより、特定の地域や実施時期への偏りを未然に防止し、求職者への受講機会の確保を図ることとしました。ご理解の程、宜しくお願いたします

訓練コース	計画数（青森県全域）			第2四半期合計
	7月開講分	8月開講分	9月開講分	
基礎コース	15	0	15	30
地域優先枠：青森地域	0	0	15	15
地域優先枠：八戸地域	0	0	0	0
地域優先枠：上十三地域	0	0	0	0
地域優先枠：津軽地域	15	0	0	15
実践コース	5	30	30	65
介護福祉分野	0	15	0	15
地域優先枠：青森地域	0	0	0	0
地域優先枠：八戸・上十三地域	0	0	0	0
地域優先枠：津軽地域	0	15	0	15
医療事務分野	0	0	0	15
IT分野	0	0	0	0
その他の分野	5	0	15	20
地域優先枠：青森地域	0	0	0	0
地域優先枠：八戸地域	0	0	15	15
地域優先枠：上十三地域	0	0	0	0
地域優先枠：津軽地域	5	0	0	5
地域ニース枠	0	0	15	15
旅行・観光分野優先枠※	0	0	15	15
合 計	20	30	45	95

（注）平成30年度予算成立前であるため、今後の情勢次第で変更される可能性があります。

2. 地域優先枠について

- (1) 地域優先枠の各地域については、以下の公共安定所の管轄地域となります。
 - 青森地域は、青森公共職業安定所、むつ公共職業安定所
 - 八戸地域は、八戸公共職業安定所
 - 上十三地域は、三沢、十和田、野辺地公共職業安定所
 - 津軽地域は、弘前、五所川原、黒石公共職業安定所
- (2) 地域優先枠は、認定申請がない場合には他の地域での活用が可能とします。

3. 地域ニーズ枠（旅行・観光分野専門）について

- (1) 青森県の地域観光や広域観光に関する知識を習得するための学科を総訓練時間の10%以上設定するよう努めてください。
- (2) 青森県の観光資源の魅力を情報発信するための演習を総時間の10%以上設定するよう努めてください。
- (3) 旅行・観光分野専門枠は青森県内で実績枠で申請できる訓練実施機関が存在しないため、「新規参入枠」とします。
なお、この新規参入枠は、実践コース全体の新規参入枠とは別枠で設定します。

4. 新規参入枠について

各月の計画数に対して、新規参入枠は次のとおりとなります。ただし、10名に満たない場合は10名に切り上げることにします。

ただし、10名以上の枠が設定されていない月（7月開講実践コース）は設定枠を上限とします。

基礎コース 20%

実践コース 20% 実践コース全体（ただし旅行・観光分野専用枠は除く）

5. 受付期間について

平成30年4月2日（月）から4月13日（金）まで

受付時間：午前9時～午後16時 ※ただし4月13日（金）は14時まで

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 求職者支援課

青森市中央3丁目20-2 電話017-777-1234で行います。

受付期間内で申請書の記載漏れや添付書類の不足がないことがないようご注意ください。

6. 余剰定員枠の活用について

余剰定員枠の活用にあたっては、前提条件として、基礎コースと実践コースでの余剰定員枠の振替は行いません。

(1) 基礎コース

①当該月で発生した余剰定員は、他の月で不足している定員枠へ振替します。

②①の振替をした後、なお実績枠で余剰定員が発生している場合は、新規枠へ余剰定員を振り替え可能とします。

(2) 実践コース

①実践コースの当該月で発生した各分野の余剰定員は、他の月で不足している同じ分野の定員枠へ振替します。

②①で振替した結果、なお余剰定員が発生している場合には、当該月の「その他分野」の定員へ振替可能とします。

③②で振替した結果、なお「その他の分野」で発生した余剰定員は、他の月で不足している「その他の分野」に定員枠を振替します。

④それでもなお、実績枠で余剰定員が発生している場合には、新規枠へ余剰定員を振替可能とします。